

長浜市放課後児童クラブのプール活動における
安全対策等ガイドライン

令和 7 年 3 月改定

(令和 6 年 3 月初版)

長浜市健康福祉部こども家庭支援課

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. プール活動前日までにすべきこと・・・・・・・・	2
(1) プール活動の安全に関するマニュアルの作成等	
(2) 救命救急に関する研修や訓練等の実施	
(3) プール活動を実施する際の危機管理意識の実施	
(4) プール活動に必要な準備	
(5) 保護者等の理解と協力	
2. プール活動当日にすべきこと・・・・・・・・	6
(1) プール活動当日（入水前）	
(2) プール活動当日（入水後）	
(3) プール活動当日（退水時）	
3. 事故発生時にすべきこと(初動対応)・・・・・・・・	8
(1) 救急対応	
(2) 消防及び関係各所への通報	
(3) 他の児童の安全確保	
4. プール活動後にすべきこと・・・・・・・・	10
様式集・・・・・・・・・・・・・・・・	11
・長浜市放課後児童クラブプール活動実施計画書	
・長浜市放課後児童クラブプール活動参加支援員等名簿	
・長浜市放課後児童クラブプール活動実施報告書	
参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・	14

はじめに

令和 5 年 7 月 26 日（水）に民間放課後児童クラブのプール活動中に事故が発生し、児童の尊い命が失われました。

市としてこのことを大変重く受け止めるとともに、二度とこの様な事故が起らないよう、検証委員会を設置し、各分野の有識者の方々の専門的知見をもとに公平かつ中立的な立場から事故の事実関係の把握、発生原因の分析等により必要な再発防止策を検討いただき、令和 6 年 1 月 9 日（火）に検証報告書を提出いただきました。

その検証報告書を受け、今回の事故を風化させず、これ以上悲しい事故が起こらないよう願いを込めて「長浜市放課後児童クラブのプール活動における安全対策等ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは子どもたちの命を守るため、集団活動時における支援員全員の安全意識を高め、体制を整えられるよう「プール活動前日までにすべきこと」「プール活動当日にすべきこと」「事故発生時にすべきこと（初動対応）」「プール活動後にすべきこと」に分けて作成しています。

より安全で安心なプール活動の実現のために、本ガイドラインを基準に各クラブの状況に即したプール活動の安全に関するマニュアルを作成し、子どもの安全を一番に、万全の態勢で危機管理意識を持ってプール活動を実施してください。

1. プール活動前日までにすべきこと

(1) プール活動の安全に関するマニュアルの作成等

- ・ プール活動を実施する放課後児童クラブは、国が示す方針や制度等を十分に理解して安全の徹底に努めるとともに、「長浜市放課後児童クラブのプール活動における安全対策等ガイドライン」を基準とし、実効性のあるプール活動の安全に関するマニュアルを作成する。
- ・ 作成したマニュアルに沿った訓練や研修を行い、マニュアルの内容だけではなく、具体的な行動も全ての支援員等の間で共有する。
- ・ 毎年、事故防止対策や事故発生時の対応等について確認し、適宜マニュアルを見直す。

(2) 救命救急に関する研修や訓練等の実施

- ・ 毎年、心肺蘇生法を始めとした応急手当、A E Dの使用及び 119 番通報等の実践的な訓練を実施し、緊急時の体制を整理し共有しておく。また、訓練には消防署等の専門機関にも協力を仰ぎ、全ての支援員等に受講させる。
- ・ 消防署等が実施する救命講習を定期的に受講し、正しい知識や技術の習得に努める。
- ・ 地方自治体等が実施する児童の安全確保に関する研修に積極的に参加し、事故防止に係る支援員等の資質向上を図る。

(3) プール活動を実施する際の危機管理意識の向上

- ・ 屋外活動においては、参加する支援員一人一人が事故は起こり得るといった危機管理意識を常に持つ。
- ・ 特に小学 1 年生などプール活動に初めて参加している児童がいる場合や今季初めてのプール活動の際は、危機管理や安全配慮の意識をより高く持つ。

(4) プール活動に必要な準備

①現地下見

- ・ プール活動の実施までに必ず現地下見を行い、プールの構造や特徴、設備、危険箇所、A E Dの設置場所及びプールの利用ルール等を事前に十分に把握し、安全上問題がないか確認する。なお、活動で利用できるプールは、水深が

約 60 c m以下のものとする。

- ・ 現地下見で把握した情報は支援員等、児童及び保護者で共有し、特に A E D の設置場所はプール活動に同行する全ての支援員等が把握しておく。
- ・ AED がプールサイドなど近くにない場合は、借りて持参するなど救急救命時に適切に使用できるよう準備をしておく。

②役割分担

- ・ 支援員等の間で十分に事前打ち合わせを行い、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う支援員等とプール活動を総括する支援員を分けるなど役割分担をする。
- ・ プール活動時はもちろんのこと、事故発生時の役割分担や指揮命令系統を明確にする。また、プール活動に参加する支援員等の中には、消防署等が実施する救命講習を 3 年以内に受講した者を 1 人以上含めること。

③監視体制

- ・ 監視体制を整えるために、プール活動の実施までに十分な時間的猶予をもって、参加児童数のみならず児童の泳力や年齢に応じた特徴も把握する。
- ・ 監視を行う支援員等については、活動に参加する児童の人数に応じてプール全体がくまなく監視できるよう適正な人数を配置し、緊急時に速やかな対応が可能となる人数を確保する。

④プール活動に関する研修や訓練等

- ・ 国からの通知等により、プール活動に必要な十分な知識や方法を習得するとともに、研修において事故への認識や危険に対する予知能力の向上を図る。
- ・ 研修にあたっては、インターネットで共有されている事故予防に関する研修の動画等も活用する。
- ・ 監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて、プール活動に関わる支援員等が十分に認識・共有できるようミーティング等の場を持つ。
- ・ 長期休暇期間中等に臨時的に雇用した支援員等に対しても、事故予防研修や救命救急に関する訓練を行う。

⑤児童に対する教育

- ・児童自身がプール活動の危険性を自覚し、事故発生時の約束事及び行動の仕方等を理解できるようプール活動の教育を行う。なお、児童全員が理解できるよう、児童の発達や能力に応じた方法で行うことに留意する。

⑥その他の準備等

- ・緊急事態に備え、医療機関や消防署の把握、事故発生時のフローや緊急連絡先一覧を作成する。また、支援員等や児童の体調、天候や気温等の変化に臨機応変に対応し、万全の態勢で安全に実施できるよう計画する。
- ・プール活動を実施する場合、市へプール活動の安全に関するマニュアルを提出し、毎回「長浜市放課後児童クラブ プール活動実施計画書（以下「計画書」という。）等を提出する。
- ・監視を行う支援員等の質や人数など体制上の懸念がある場合は、プール活動の中止や延期等の計画変更を行う。なお、提出した計画書の記載事項に変更がある場合は、速やかに市へ変更後の計画書等を届け出る。
- ・事故の発生防止に向けた環境づくりの為、平時より支援員間でのコミュニケーションを密にして情報の共有等を行う。
- ・放課後児童クラブ実施施設から離れたプール施設で活動を行うことにより児童が分散された場合、施設ごとに2人以上の職員の配置が必要になる場合があることに留意する。なお、最低1人は放課後児童支援員でなければならないが、それ以外は補助員に代えることができる。
- ・監視に必要な拡声器、ホイッスル、メガホン、救命浮環、レシーバー、サングラス（監視員用）などを用意しておく。
- ・AEDを作動させる前に体の水を拭く必要があるため、乾いたタオルや三角巾を準備しAEDの近くに置いておく。

（５）保護者等の理解と協力

- ・児童の安全を確保するためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠であることから、詳細な活動内容を確実な方法で事前に伝達し、必要に応じ活動への協力を依頼する。
- ・地域の人など支援員以外の力を借り、児童の安全を守る必要が生じる場合も

あることから、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとり活動への理解を得るよう努める。

2. プール活動当日にすべきこと

(1) プール活動当日（入水前）

- ・ 下見の時と状況に変化が無いが、また、安全上問題がないか再度確認する。
- ・ 健康チェックカード等を用いて参加児童の情報を必ず確認するとともに、支援員等も直接、児童の健康状態を確認する。
- ・ 参加児童に対して入水時の動線やプール活動における注意事項（潜水、潜行及び飛び込みの禁止等）等を伝える。
- ・ プールの広さや活動範囲、参加する児童数等を考慮した上で、プール全体をくまなく監視できるよう、十分な人数の監視を行う支援員等を適切な位置に配置する。特に、児童の入水時の状況が監視できるよう入水箇所等に確実に監視を行う支援員等を配置する。
- ・ 受け持つ監視区域を相互で確認し合うなど、監視を行う支援員等全員が意思疎通を図り、それぞれの役割を明確に認識する。
- ・ 監視を行う支援員等が配置についてを確認した上で、児童を入水させる。

(2) プール活動当日（入水後）

- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。
- ・ プール活動を総括する支援員と監視を行う支援員等を分けて配置し、役割分担を明確にする。
- ・ プール活動を総括する支援員は、指示をしたり不測の事態等に備える為、監視役を兼ねない。
- ・ 監視を行う支援員等は、プールの水の中に入らずプールサイドで監視に専念する。監視台などの高い位置からのほうがより良い。監視する際は 1 か所にだけ気をとられることなく、規則的に視線を動かしながら受け持ち監視区域全体を監視する。
- ・ 監視を行う支援員等は、監視中に位置を変える際も、受け持ち監視区域から目を離さないよう心掛ける。
- ・ 動かない、不自然な動きをしているなどといった児童の様子だけでなく、児童や支援員等の声にも細心の注意を払う。
- ・ 監視する者が減る場合は、監視を行う支援員等を補充し計画していた監視体制を維持する。補充ができない場合は、プール活動を中止するか、児童の入水

人数や活動範囲を制限し、縮小した監視体制に見合った活動とする。

- ・ 児童の体力回復や監視を行う支援員等の集中力持続のために、休憩時間を確保する。なお、休憩時間中には児童の人数や体調確認を行う。

(3) プール活動当日（退水時）

- ・ 監視を行う支援員等は、最後の児童が退水したことを確認する。また、全員の退水後、再度プールに目をやり、水の中に残っている児童がいないことを確認する。
- ・ プール活動を総括する支援員は、退水後、児童数の確認を直ちに行う。
- ・ 児童の体調に以下のような変化がないかを確認し、場合によっては、医療機関を受診する。

- ① 動作に活気があるか
- ② 普段と違う様子はないか
- ③ 顔色（唇や目）に異常はないか
- ④ 注意力が散漫になっていないか
- ⑤ 下痢を起こしていないか
- ⑥ 食欲はあるか

3. 事故発生時にすべきこと（初動対応）

プール活動中に事故が発生した場合は、傷病者への対応とともに、二次被害を防止するため、事前に決定した事故発生時の役割分担に基づき、以下の対応を手分けして早急に行う。

（1）救急対応

- ・事故が起きた場合、まずは傷病者を救助し、安全な場所へ移動させる。
- ・傷病者の状態を確認し、必要な応急処置を迅速に行う。
- ・心肺停止の場合は、可能な限り早急に胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせた心肺蘇生法を実施する。
- ・心肺蘇生の実施と並行して、他の支援員等は即座に AED を取りに行き、到着次第使用する。

（参考：「学校における水泳事故防止必携（2018 年改訂版）」 6. 心肺蘇生法）

（2）消防及び関係各所への通報

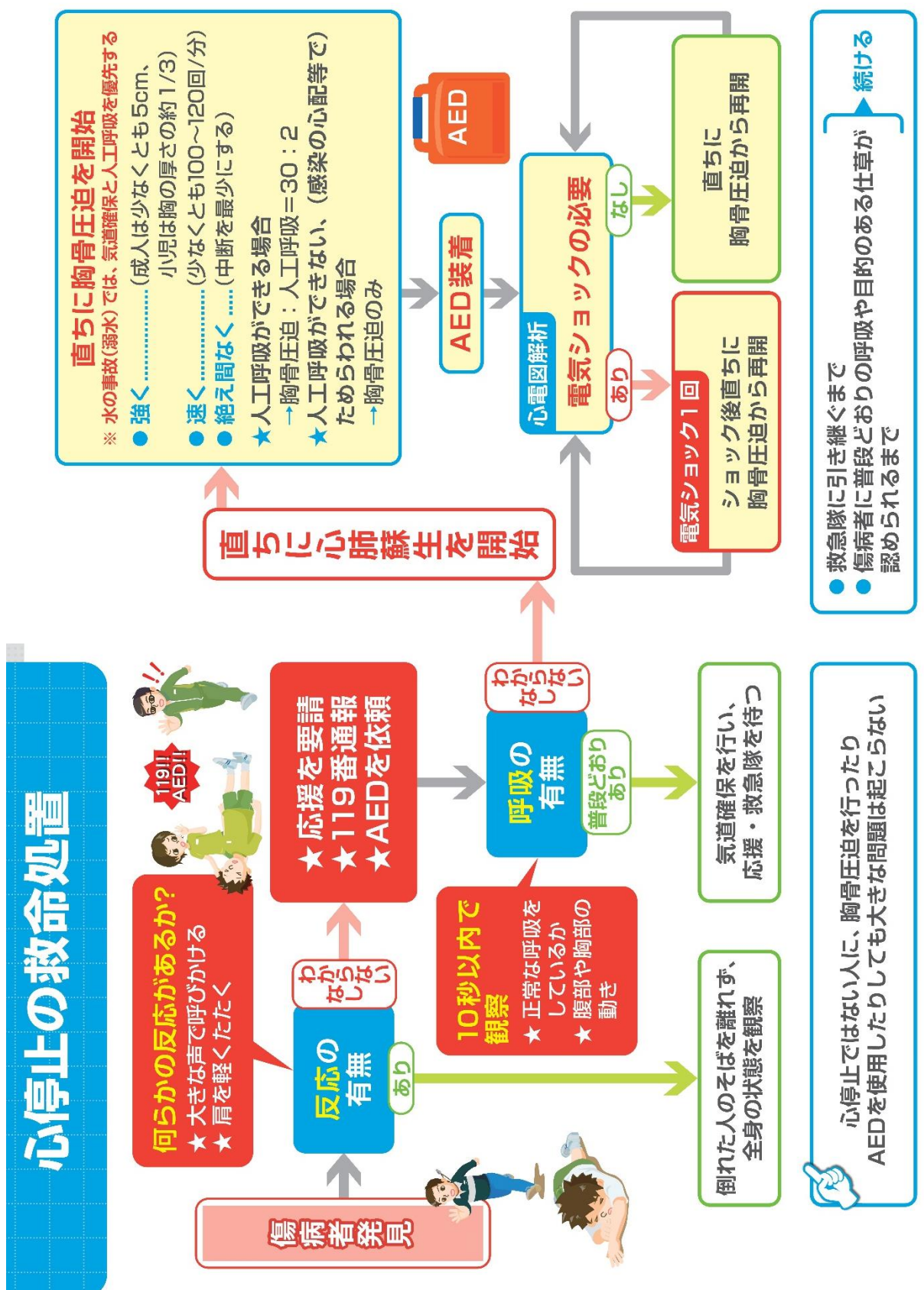
- ・必要な場合はためらわず 119 番通報を行い、救急車を要請する。

（参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 1（3）緊急時の対応体制の確認）

- ・早急に関係者（保護者や市等）へ連絡し、情報共有や応援要請を行う。

（3）他の児童の安全確保

- ・他の児童の安全確保のため、速やかにプールサイドへ避難させる。
- ・心肺蘇生の状況等が見えないよう目隠しをするなど、他の児童への心理的・精神的影響にも配慮する。
- ・施設に事故原因となる異常がある場合は、危険個所に他の児童を近づけないような措置をとる。
- ・救急対応の最中、他の児童を炎天下で待機させることは熱中症等の二次被害の要因となり得るため、十分に注意する。場合によっては、現場の事故対応に必要な人員を残して、他の児童を早期にプールから連れ帰ることも必要である。



令和2年度スポーツ庁委託事業
 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック」より

4. プール活動後にすべきこと

- ・万が一、事故が起きた場合は、以下のとおり市へ報告を行った後、事故原因の究明及び再発防止策を講じる。
 - ①重大事故（死亡事故及び意識不明事故、治療に要する期間が 30 日以上の負傷等を伴う重篤な事故）が起きた場合は、事故発生当日に市へ事故報告書を提出する。
 - ②重大事故以外の事故が起きた場合は、事故発生後 1 週間以内に市へ事故報告書を提出する。
- ・プール活動実施後は、「長浜市放課後児童クラブ プール活動実施報告書」を 1 週間以内に市へ提出する。
- ・支援員等が参加するミーティング等でプール活動の振り返りを行う。また、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取組みを組織的に行い、次のプール活動に活かす。
 - ①活動時に事故が発生するリスクがあった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、支援員間で共有する。
 - ②集められたヒヤリハット報告の中から、事故が発生するリスクごとに要因分析を行い、事故発生防止策を講じる。
 - ③事故発生防止策について、研修及びミーティング等を通じて支援員等に周知する。
 - ④必要に応じてプール活動の安全に関するマニュアルの見直しを行う。なお、見直しを行ったマニュアルは、市へ提出する。

長浜市放課後児童クラブ プール活動実施計画書

令和 年 月 日

1	クラブ名		
2	使用プールの名称		
	その他の場合		
3	使用プールの水深	c m	 
4	プールの住所		
5	事前の現地確認日	令和 年 月 日 ()	
6	プールの使用日	令和 年 月 日 ()	
7	プールの使用時間	時 分 ~ 時 分	
8	プール活動当日の 緊急連絡先 (※) 必ず2名分記入すること	連絡先①	氏名：
			TEL：
		連絡先②	氏名：
			TEL：
9	参加予定支援員等	名	
	うち、監視を行う者	名	
10	参加予定児童数	名	
11	近隣の医療機関	名称：	
		住所：	
		TEL：	
12	備考		
13	☐ 上記のプール活動について、ガイドラインの確認・マニュアルの作成を行い、安全な監視体制を構築した上で活動を実施することを誓約します。		

※ 「長浜市放課後児童クラブ プール活動参加支援員等名簿」「プール活動参加児童名簿（小学校、学年、氏名）※任意様式」をあわせて提出すること。

長浜市放課後児童クラブ プール活動参加支援員等名簿

放課後児童クラブ名：

プール活動実施日： 令和 年 月 日

No.	氏 名	活動時の 役割	消防署等が開催する 救命講習等の 受講日（※1）	クラブ独自の 救命講習の受講日 （※2）	放課後児童支援員 認定資格の有無
1			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
2			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
3			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
4			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
5			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
6			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
7			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
8			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
9			令和 年 月 日	令和 年 月 日	
10			令和 年 月 日	令和 年 月 日	

※1 消防署等が開催する救命講習を3年以内に受講した者について記載すること

※2 全ての支援員等について記載すること（全支援員等の受講が必須です）

長浜市放課後児童クラブ プール活動実施報告書

令和 年 月 日

1	クラブ名		
2	使用プールの名称		
	その他の場合		
3	使用プールの水深	c m	
4	プールの住所		
5	事前の現地確認日	令和 年 月 日 ()	
6	プールの使用日	令和 年 月 日 ()	
7	プールの使用時間	時 分 ~ 時 分	
8	プール活動当日の 緊急連絡先 (※) 必ず2名分記入すること	連絡先①	氏名：
			TEL：
		連絡先②	氏名：
			TEL：
9	参加支援員等	名	
	うち、監視を行う者	名	
10	参加児童数	名	
11	受診した医療機関	名称：	
		住所：	
		TEL：	
12	その他、特筆すべき報告事項		
13	☐ 上記のプール活動について、ガイドラインの確認・マニュアルの作成を行い、安全な監視体制を構築した上で活動を実施したことを報告します。		

参考文献



「学校における水泳事故防止必携」(2018 年改訂版)



「プールの安全標準指針」(平成 19 年 3 月 文部科学省・国土交通省)



【施設・事業者向け】

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドライン」(平成28年 3 月31日 府子本第192号 外)



【発生時対応】



「水泳等の事故防止について」

(令和 5 年 4 月 27 日付 5 ス庁第 215 号 スポーツ庁)



「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症
事故の防止について」(令和 5 年 6 月 7 日事務連絡 こども家庭庁他)



「放課後児童クラブにおけるプール活動について」

(令和 5 年 8 月 18 日事務連絡 こども家庭庁)

長浜市放課後児童クラブのプール活動における安全対策等ガイドライン

令和 7 年 3 月改定（令和 6 年 3 月初版）

発行：長浜市健康福祉部こども家庭支援課

〒526-8501

滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

電 話：0749-65-6514

F A X：0749-64-1767